

5 行動計画

食の安全・安心確保のための具体的な取り組み方針を示します。また、取り組み内容と、行政、生産者、事業者、消費者がこれらの取り組みのために行うべきそれぞれの役割について表で示します。事業の推進には何よりも関係者の連携が不可欠です。相互に協力して取り組んでいくこととします。なお、各取り組み名の後の（ ）内は、中心となる取り組み部署、団体名等を示しています。

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保

ア 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保

【現状】米国でのBSE発生に伴う国家間の基準の違い等による輸入再開までの議論や有機JAS制度、特別栽培農産物表示ガイドライン等による表示方法の浸透により、農畜水産物の安全性に対する消費者の関心が高まっています。

国では、食の安全確保を図るため、食品衛生法の一部改正（ポジティブリスト制度の導入）を行いました。

県では、一層の信頼確保を目指し、安全で安心できる農畜水産物や特用林産物の生産・供給体制に引き続き取り組むとともに、より安全・安心な農産物の生産のため、化学合成農薬・化学肥料の使用を減ずる取り組みなどを推進しています。

生産者等は、法令を遵守し、農薬、動物医薬品等の適正使用を行うとともに、生産履歴の記帳などに取り組み、安全な農畜水産物の安定生産に努めています。

【課題】消費者が安心して、農畜水産物を購入できるようにするためには、関係法令の周知・徹底とその遵守、生産履歴の記帳や情報開示などを行い、安全・安心な生産を継続して行うことが求められます。

【対策】

(ア) 農産物（林産物を含む）の安全性の確保

a 農薬取締法の遵守（県農業技術課、県林業振興課、農政事務所、JA中央会）

農薬は、登録制度により安全性が科学的に高い水準で確保されています。生産者が農薬を登録内容に従い適正に使用することが、農薬に係る農産物の安全性確保の基本となります。

また、平成18年5月から、ポジティブリスト制度が導入され、原則すべての農薬等について残留基準が設定され、より一層適正な農薬使用が求められています。

そのため、県では農薬の流通・販売の監視とともに農薬の適正使用の指導・確認の徹底に努めます。また、「農薬適正使用指導強化対策会議」を開催するなど、周辺農作物等への飛散防止対策についても取り組みます。生産者、生産者団体では「JA山梨グループ農薬適正使用推進会議」が中心となり、農薬散布履歴の記帳運動の実施等、適正使用推進のための取り組みを進めます。

非農耕地用の除草剤を販売するときは農薬として使用できない旨の表示が義務付けられることから、販売者等の指導を行います。

また、特用林産物に関する研修会などの場で、農薬取締法の改正内容や農薬使用履歴の記録・保存等を行うなど適正な農薬使用の徹底を図ります。

b 青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進（県果樹食品流通課）（再掲）

青果物等における肥料、農薬等の使用履歴の記帳を徹底し、既存のトレーサビリティシステム等を活用した、生産履歴情報の提供を推進します。

c 農産物安全性確認業務の実施（農政事務所）

産地段階における農産物の安全性を確保するため、カドミウム調査、サーベイランス・モニタリング計画に基づき残留農薬、ダイオキシン類等の有害化学物質の含有実態調査を実施します。

d 食品安全のためのGAP等への取り組み推進（県果樹食品流通課、県畜産課、県花き農水産課、県農業技術課、農政事務所）

GAP（適正農業規範）の導入推進のため、生産者、流通業者等に対して、理解促進を図ります。

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保

ア 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み(事業)	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -ア- (ア)		県、国	生産者、生産者団体、米穀特出荷取扱業者等	農薬流通・販売業者 J A	家庭、市民農園等で農薬を使用する者
a 農薬取締法の遵守	農薬販売者及び使用者への立入取締	立入調査、巡回指導の実施	使用基準の遵守、保管管理の徹底	記帳、適正販売の実施、適正使用指導	農薬適正使用基準の遵守
	農薬管理指導士及び農薬適正使用アドバイザーの育成	指導士、アドバイザーの認定	アドバイザーとして記帳指導、適正使用の普及	指導士として適正販売の実施、保管管理の普及	
	農薬適正使用推進	研修会の実施 適正指針の作成 講習会の実施 ホームページによる情報提供・啓発 農薬適正使用推進会議への参画	農薬適正使用基準の遵守、生産履歴の記帳 農薬散布履歴記帳の推進 農薬適正使用推進会議の開催	使用者に対する適正使用の啓発	
	農薬に該当しない除草剤の販売状況点検	点検業務の実施		農薬に使用できない旨の表示の実施	
	農産物安全対策	農薬使用状況の調査・農作物の残留農薬の分析	農薬の適正使用と記帳	生産者に対する適正使用の指導	
b ※青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進	トレーサビリティシステムの導入に向けた取り組み	生産情報の記帳等指導 既存のシステムの活用 生産者・事業者の連携への助言	生産情報の記帳 生産情報の整理 情報伝達方法の検討 情報の内容確認	情報伝達 既存のシステムを利用した生産情報の表示の検討	情報の確認
	青果ネットカタログ等の活用	普及啓発	入力記帳 入力記帳運動の展開	入力記帳運動の展開	青果ネットカタログの利用
c 農産物安全性確認業務の実施	米穀のカドミウム調査	検体の収去、送付	情報提供		情報提供
	国内農産物の農薬使用及び残留実態調査と農産物の有害物質実態調査(ダイオキシン類、鉛、テオキシニバレンール等)	情報提供 農薬の適正使用指導			
d 食品安全のためのGAP等への取り組みのみ推進	食品安全GAPの導入に向けた取り組み	導入・普及推進 説明会の開催	説明会への参加 規範に基づく生産	説明会への参加 規範に基づく流通	

【対策】

(イ) 畜産物の安全性の確保

a 飼料安全法の遵守（県畜産課、農政事務所）

飼料の適正利用を推進し、給与飼料の安全性を確認するための飼料製造業者・販売業者・畜産農家への立入検査、畜産農家への啓発・指導などを行います。

b 家畜伝染病予防法の遵守（県畜産課）

家畜伝染病の発生、発生時のまん延を防止するため、畜産農家において、各種家畜伝染病の検査を実施します。

c HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入（県畜産課）

畜産農家がより安全な畜産物を生産できるよう、HACCPシステムの考え方をういた生産衛生管理を推進します。

d 牛肉トレーサビリティシステム運用等（農政事務所、食肉流通センター）（再掲）

牛肉トレーサビリティ法に基づき、生産者、事業者への指導、立入検査を行うとともに、届出等の情報の管理を行います。特に県では、消費者の信頼確保による県産牛肉の消費拡大や、県内肉用牛生産の振興などを図るため、ホームページによる県産牛肉の生産履歴情報（付加価値情報）の公開などを行います。

また、牛肉以外の畜産物については、システム構築に向けた検討などを行います。

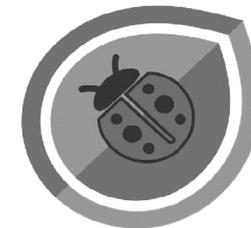
コラム（18ページ参照）

甲斐のこだわり環境農産物

化学合成農薬と化学肥料をそれぞれ30%以上減らし、県内で生産された農産物のことです。対象となる農産物は、県内で作られた米、野菜、果実等で、「甲斐のこだわり環境農産物認証委員会」により削減の基準が定められ品目作型ごとに、それぞれ農薬の散布回数と化学肥料の施用量の上限が決められています。

平成18年12月現在で32品目41作型の農作物に基準が策定されています。

〔化学合成農薬・化学肥料3割以上削減〕



甲斐のこだわり
環境農産物

山梨県・甲斐のこだわり環境農産物認証委員会

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保
ア 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保

○取り組み内容と関係者の役割 (※は再掲)

取り組み(事業)	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -ア- (イ)		県、国	畜産農家、生産者団体等	飼料製造業者、卸・販売業者、山梨食肉流通センター等	
a 飼料安全法の遵守	立入検査の実施	立入調査の実施	飼料の適正使用	適正な飼料製造・販売	
	畜産物安全対策業務の実施	飼料の使用状況等の調査・点検	飼料の適正使用		
	流通飼料対策推進協議会、流通飼料研究会の開催	協議会、研究会の開催	協議会、研究会への参加	協議会、研究会への参加	
	畜産農家への普及啓発・指導	普及啓発・指導の実施			
b 家畜伝染病予防法の遵守	指導・検査実施による伝染病の発生・まん延防止	指導・検査の実施	畜産農家において発生・まん延防止		
c HACCPシステム考え方を取り入れた衛生管理手法の導入	HACCPシステムの考え方をういた生産衛生管理の推進	生産衛生管理指導の実施	HACCPシステムの考え方をういた生産衛生管理の実施		
d ※牛肉トレーサビリティシステム運用等	牛肉の個体識別番号の表示	立入検査等による個体識別番号表示の監視・指導情報の共有化	生産履歴等情報の伝達	適正表示の実施帳簿の備え付け	情報の入手
	牛肉サンプルのDNA鑑定の実施	サンプルの採取・鑑定			
	牛肉トレーサビリティ法に基づく情報管理	立入検査	法律の遵守、届出の履行	法律の遵守、届出の履行	
	ホームページによる県産牛肉の生産履歴情報の公開	助言の実施	生産牛の情報提供	ホームページ運用、個体識別番号の伝達	牛肉の情報入手
	牛肉以外の畜産物でのトレーサビリティシステムの検討	指導・助言	畜産物の情報提供 関連事業者との連携	情報伝達 関連事業者との連携	

【対策】

(ウ) 水産物の安全性の確保

a 魚苗供給・試験指導の充実（県花き農水産課）

養殖現場の巡回指導により水産用医薬品や養魚用飼料の適正使用を進めるとともに、健全な魚苗の供給や生産・放流に努めます。

b 水産物安全対策業務の実施（農政事務所）

水産用医薬品の適正使用を推進するため、養殖業者における水産用医薬品の使用状況等の調査・点検を行います。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -ア- (ウ)		県、国	養殖業者、漁業協同組合		
a 魚苗供給・試験指導の充実	放流用アユ種苗、養殖用種苗の生産供給	養殖魚防疫体制の指導	健全な養殖用種苗の購入 防疫体制の確立 健全な魚苗の放流		
b 水産物安全対策業務の実施	水産物安全対策業務の実施	調査・点検の実施	水産用医薬品の適正使用、使用状況の記帳		

【対策】

(エ) 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組み

a 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進（県果樹食品流通課、県農業技術課）

農薬、肥料の適正使用を推進し、人や環境に対し安全で安心できる農産物を消費者に届けるため、環境保全型農業基本方針の化学合成農薬等50%低減の達成を目標に、各産地の主体的な取り組みを促進します。また、環境に配慮し、化学合成農薬等の使用を30%以上低減して生産した、「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」による認証農産物の生産振興を図ります。

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保
 ア 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保

b 環境保全型農業の産地化支援（県果樹食品流通課、県農業技術課）

有機質肥料等の投入による土づくり、減化学合成農薬・減化学肥料栽培を行おうとするエコファーマーを中心とした生産集団等に対し、その農業生産方式を体系的に実践するために必要となる施設、機械、資材等の整備を支援するとともに、環境保全型農業技術の普及に努めます。また、環境保全型農業技術の導入による環境にやさしい農作物の産地形成、安全・安心を求める消費者ニーズに対応した商品開発を推進します。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -ア- (エ)		県、市町村	生産者、生産者団体、エコファーマー	認証機関、環境農産物流通・販売者	
a 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進（環境保全型農業の推進）	化学合成農薬、化学肥料低減計画の策定	計画の策定	低減栽培技術の実践 生産者同士での技術・知識の普及、情報交換	化学合成農薬、化学肥料を低減して栽培した農産物の流通販売	化学合成農薬、化学肥料を低減して栽培した農産物に対する理解
	化学合成農薬、化学肥料の低減栽培技術開発の促進及び普及	低減栽培技術の開発 技術知識の普及	低減栽培の実践支援		
	化学合成農薬、化学肥料低減栽培マニュアルの策定	マニュアルの策定			
	エコファーマーの認定	計画の認定	計画の策定 減化学合成農薬、減化学肥料の実践	計画の実践支援	
(甲斐のこだわり環境農産物の認証)	環境農産物の拡大、取り組み組織の増加	認証基準の策定（拡大） 認証機関の登録・検査	認証の取得 低減栽培の実践 認証農作物栽培の指導	審査、調査、認証等の実施 化学合成農薬、化学肥料を低減して栽培した農産物の流通販売	化学合成農薬、化学肥料を低減して栽培した農作物に対する理解
b 環境保全型農業の産地化支援	環境保全型農業技術実践のための施設、資材等の整備を支援	支援の実施	技術の確立		
	消費者ニーズに対応した農産物生産技術確立	技術・知識の普及	生産者同士での技術・知識の普及、情報交換		
	環境にやさしい産地化の推進	産地化への指導・支援	低減栽培技術の実践 産地化		

イ 食品の製造・加工・調理段階における安全性の確保

【現状】食品製造施設、加工施設、調理施設に対しては、食品衛生法に基づき衛生管理等の状況について監視指導や収去検査を実施しています。また、食品等事業者や従事者に対する講習会を実施するなど、衛生知識等の普及啓発を行っています。

食肉処理段階においては、全ての獣畜についてと畜検査、食鳥について食鳥検査を実施しています。特に、牛についてはBSE（牛海綿状脳症）が発生したことから、平成13年10月からBSE全頭検査、また、平成17年10月からはめん山羊を含めたTSE（伝達性海綿状脳症）全頭検査を実施しています。

また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法などの導入を推進しています。

【課題】製造・加工・調理段階の安全性を確保していくためには、監視指導の強化やHACCP手法導入などによる徹底した衛生管理を推進していく必要があります。

【対策】

(ア) 食品製造施設等における安全性の確保

a 食品衛生法の遵守（県衛生薬務課）

効果的かつ効率的な食品衛生監視指導計画を県民の意見を聞いた上で策定するとともに、監視指導の強化を図り、法令の遵守を指導していきます。

b 食中毒防止対策（県衛生薬務課）

食中毒予防の三原則である「つけない」「増やさない」「殺菌する」を確実に実行していくことが重要であり、食品関連事業者等に対して講習会を開催するなどして衛生知識の普及啓発に努め、食中毒防止を図ります。

c 資金の貸付（県商業振興金融課）

中小企業者の支援のため、設備資金など事業運営に必要な低利、長期の資金を融資します。

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保

イ 食品の製造・加工・調理段階における安全性の確保

○取り組み内容と関係者の役割 (※は再掲)

取り組み (事業)	内 容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) イ (ア)		県		製造・加工・調理業者、中小企業者、(社)山梨県食品衛生協会、鮪商生活衛生同業組合等	
a 食品衛生法の遵守	効率的な食品衛生監視指導計画の策定	食品衛生監視指導計画の策定 策定にあたっての県民からの意見の聴取	策定にあたっての意見の提出	策定にあたっての意見の提出	策定にあたっての意見の提出
	食品営業施設等への監視指導、収去検査の実施	監視指導、収去検査の実施		衛生管理の徹底	
	※検査機器の計画的な整備	検査機器の整備			
	専門的な知識・経験を有する食品衛生監視員の養成	食品衛生監視員の養成			
	食品等事業者、従事者に対する講習会の開催	講習会の開催		講習会への参加、知識の習得 従業員への研修の実施	
b 食中毒防止対策	衛生管理の徹底、衛生知識の普及啓発	監視指導 食中毒防止のための講習会等の実施	食中毒原因菌等に汚染されていない畜産物等の生産	衛生管理の徹底 講習会等への参加 会員、組合員への周知	衛生管理の徹底 講習会等への参加
	食中毒原因菌の食品汚染調査の実施	調査の実施		仕入れ、販売状況の把握	調査への協力
	食中毒発生時の迅速な原因究明及び拡大・再発防止	発生時の調査		調査への協力	調査への協力
c 資金の貸付	商工業振興資金の貸付	資金の貸付 (金融機関)		融資の利用	

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保

イ 食品の製造・加工・調理段階における安全性の確保

【対策】

(イ) 給食施設における安全性の確保

a 特定給食施設等に対する監視・指導の実施（県健康増進課、県衛生薬務課）

個別指導（巡回指導）や集団指導を行い、栄養・衛生管理に関し、給食担当者の知識の向上、調理方法の改善などについて指導助言を行います。また、一層の衛生管理の徹底を図るため、計画的な点検指導を強化します。

b 学校給食における安全性の確保（県スポーツ健康課）

学校給食関係者に対する研修会による施設の衛生管理や、食品の衛生的な取り扱いについての新しい情報の普及啓発、巡回による各々の施設に適した衛生管理の指導を実施します。また、施設の衛生管理や食材の検査、調理従事者の検便を実施し、衛生の確保を図ります。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -イ- (イ)		県		給食施設、食材販売業者、県市町村給食関係者、学校給食関係者等	
a 特定給食施設等に対する監視指導の実施	給食施設への指導	指導助言の実施		適切な栄養衛生管理 食材販売業者への指導	
b 学校給食における安全性の確保	研修会の開催	研修会の実施		研修会の受講	
	学校給食施設への指導	巡回指導の実施		適切な栄養衛生管理 食材販売業者への指導	
	学校給食用食材点検、施設の衛生管理点検の実施	結果についての指導		点検の実施	
	調理従事者の検便の実施	結果についての指導		検査の実施	

【対策】

(ウ) 食肉処理段階における安全性の確保

a と畜及び食鳥検査（県衛生薬務課）

と畜検査・食鳥検査の徹底と新たな疾病の出現に対応するため、検査員の技術向上に努めます。

b TSE検査の実施（県衛生薬務課）

TSE罹患牛及びめん山羊の食肉としての流通防止のため、食肉として処理される牛及びめん山羊全頭についてTSEスクリーニング検査を確実に実施します。

○取り組み内容と関係者の役割（※は再掲）

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -イ- (ウ)		県	生産農家	と畜場、食鳥処理場	
a と畜及び食鳥検査	と畜検査の実施	食肉検査の実施	病歴等の報告	衛生管理の実施 講習会への参加	
	食鳥検査の実施	食鳥検査の実施			
	食肉処理場への衛生指導	処理場への衛生指導			
	検査員の検査技術向上	技術研修会への職員 の派遣			
b TSE検査の実施	TSE検査の実施	検査の実施	病歴等の報告	特定危険部位の排除、 焼却 結果判明まで枝肉等 の処理場外への持ち 出し禁止	

【対策】

(エ) HACCPシステムの推進

a HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及（県衛生薬務課）

食品関連事業者に対し、HACCPシステムの考え方を取り入れ各々の施設が業種にあった自主管理体制の導入を指導します。また、国が承認する総合衛生管理製造過程の導入を進める製造施設に対しては、国の立入への同行、承認に係る助言を行います。

○取り組み内容と関係者の役割（※は再掲）

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -イ- (エ)		県、農林漁業金融公庫		製造・加工・調理業者、(社)山梨県食品衛生協会	
a HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及	HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入	導入への指導・助言、技術的支援		システム導入への取り組み 会員に対する導入への指導	
	システムに関する専門的な知識・技術を有する食品衛生監視員の養成	監視員の養成			
	HACCP法に基づく資金の貸付	資金の貸付（公庫）		制度の利用	

ウ 流通・販売段階における安全性の確保

【現状】 流通・販売段階における食品取り扱い施設に対しては、食品衛生法に基づく監視指導や収去検査を実施しています。
また、営業者や従事者に対する講習会を実施するなど普及啓発を行っています。
食品衛生法の改正により、ポジティブリスト制度が導入され、原則すべての農薬等に対して残留基準が設定されました。

【課題】 食をめぐる様々な問題により、更なる安全性の確保が求められています。このため、監視指導、検査の充実強化や消費者が安心して食品を購入できるよう、高度な衛生管理手法の導入が必要となってきています。

【対策】

(ア) 販売店等における安全性の確保

a 食品衛生法の遵守（県衛生薬務課）

効果的かつ効率的な食品衛生監視指導計画を県民の意見を聞いた上で策定するとともに、監視指導の強化を図り、法令の遵守を指導していきます。

b 農畜水産物の残留有害物質の検査（県衛生薬務課）

山梨県の主要な果実であるモモやブドウをはじめとする県産農産物の残留農薬検査や畜水産物の動物用医薬品の残留検査を実施します。

c HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及（県衛生薬務課）

県は、(社)山梨県食品衛生協会と協働し、HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の導入を指導します。

d 資金の貸付（県商業振興金融課）（再掲）

中小企業者の支援のため、設備資金など事業運営に必要な低利、長期の資金を融資します。

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保
 ウ 流通・販売段階における安全性の確保

○取り組み内容と関係者の役割 (※は再掲)

取り組み (事業)	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -ウ- (ア)		県、甲府市 (中央卸売市場)	生産農家等	流通・販売業者、卸 仲卸業者、中小企 業 (社) 県食品 衛生協会	
a 食品衛生法の遵守	※効率的な食品衛生監視指導計画の策定	食品衛生監視指導計画の策定 策定に当たっての県民からの意見の聴取	策定にあたっての意見の提出	策定にあたっての意見の提出	策定にあたっての意見の提出
	※検査機器の計画的な整備	検査機器の整備			
	※専門的な知識・経験を有する食品衛生監視員の養成	食品衛生監視員の養成			
	販売店等に対する監視指導、衛生管理の実施	監視指導、収去検査の実施		衛生管理の徹底	
	市場における監視指導、衛生管理の実施	早朝監視、収去検査等の実施		衛生管理の徹底	
		施設、食品の検査の実施		検体の提出	
	流通食品の収去検査	収去検査の実施			
食品等事業者、従事者に対する講習会の開催	講習会の開催		講習会への参加、知識の習得 従業員への研修の実施		
b 農畜水産物の残留有害物質の検査	農畜水産物の残留有害物質の検査	収去検査の実施	農薬等の適正使用		
c HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及	導入のための講習会等の開催	講習会等の開催		講習会等への参加 システム導入への取り組み	
	導入のための指導、技術的支援	導入指導、技術的支援		システム導入への取り組み 会員に対する導入への指導	
d ※資金の貸付	商工業振興資金の貸付	資金の貸付 (金融機関)		融資の利用	

エ 消費段階における安全性の確保

【現状】山梨県内の食中毒発生状況は、平成15年～17年には、4～6件と比較的少ない件数で推移していましたが、平成18年には、学校や病院の給食で大規模食中毒が発生しました。主な原因施設及び病因物質は、飲食店や給食施設におけるカンピロバクターとノロウイルスによるものであり、家庭を原因とするものではありませんでした。しかし、報告されない家庭内の食中毒も多く発生していると推測されます。

このため、県では、カンピロバクターとノロウイルスによる食中毒予防対策を図るとともに、家庭における食中毒を防止するため、各種広報媒体や講習会などにより消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を行っていますが、依然として発生している状況と推測されます。

【課題】食品の安全性や食に関する知識の普及啓発を積極的に実施し、県民の関心を高め、知識と理解を推進し、食中毒防止に取り組んでいく必要があります。

【対策】

(ア) 家庭等における安全性の確保

a 県民への食品衛生知識の普及（県衛生薬務課）

県は、消費者を対象にホームページ・テレビ・ラジオ等の広報媒体などの活用や街頭キャンペーンによるパンフレット配布等により食品衛生知識の普及啓発を図るとともに、食品衛生教室や講習会を開催します。

b きのこと鑑定会の実施（県森林環境総務課）

食用きのこを正確に鑑定し、きのこによる食中毒を防止するため、森林総合研究所を中心に鑑定会を開催するとともに各地のイベント等に鑑定員の派遣をします。

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保
エ 消費段階における安全性の確保

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -エ- (ア)		県、市町村			
a 県民への食品衛生知識の普及	消費者を対象とした食品衛生教室等の開催	食品衛生教室等の開催			食品衛生教室等への参加
	各種広報媒体を活用した普及啓発	普及啓発の実施			食品衛生知識の修得
	事業者の行う取り扱いについての注意喚起			売場等での注意喚起	
b きのこと鑑定会の実施	きのこと鑑定会の開催	広報、鑑定員の派遣、鑑定会の開催			鑑定会への参加

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保
オ 輸入食品の監視・検査

オ 輸入食品の監視・検査

【現状】食生活の多様化の進展を反映して輸入食品が増加しており、県民の食生活を守るうえでは、輸入食品の安全性を確保することが重要です。

輸入食品に対しては、輸入時に国の検疫所等で、モニタリング検査や命令検査を実施して、安全性の確認を行っています。県においては、流通段階での監視や、サンプルの収去を行い残留農薬、食品添加物等の検査を実施しています。しかしながら、食品添加物等による違反食品が県内でも発見されているのが現状です。

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保
才 輸入食品の監視・検査

【課題】 輸入食品の安全性を確保するためには、さらに輸入時の監視体制の強化と併せて、県内でも引き続き流通段階の監視を強化するとともに、ポジティブリスト制度に対応した検査を強化する必要があります。

【対策】

(ア) 輸入食品の監視・検査

a 輸入食品の監視指導及び収去検査（県衛生薬務課）

県は、食品衛生監視指導計画に基づく収去検査を確実に実施するとともに、国や他の自治体からの違反等の情報を正確・迅速に把握するなどして、県内における監視指導・検査をより効果的・効率的に行っていきます。

b 国への働きかけ（県食の安全・食育推進室、県衛生薬務課）

輸入時における検査等輸入食品の監視の充実強化や原産国での衛生管理向上のための指導、情報提供などを積極的に働きかけていきます。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内 容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -オ- (ア)		県、国、関係自治体		販売店等	
a 輸入食品の監視指導及び収去検査	食品衛生監視指導計画に基づく収去検査の実施	食品衛生監視指導計画の策定・公表 監視指導、収去検査		表示等の確認	
	国や関係自治体との連携による監視強化	連携			
b 国への働きかけ	輸入食品の監視、検査の強化等についての国への要望等	要望等の実施			

力 調査研究の推進

【現状】 食品を取り巻く状況は常に変化しており、迅速な対応や原因究明に向けた生産情報の記録とその情報開示を含むトレーサビリティシステムの導入が検討されています。

【課題】 食品の安全性を確保するため、迅速な対応を行い、消費者に的確な情報を提供するための調査研究を推進していく必要があります。

【対策】

(ア) 食品衛生確保のための調査研究

a 検査機関の業務管理（G L P）の充実と効率的な検査の研究（県衛生薬務課）

県は、食中毒発生時の原因究明や食品添加物、残留農薬などの検査をより迅速、正確に行えるよう検査機器の整備と合わせG L Pの徹底を図るとともに、ウイルス等の遺伝子レベルでの検査手法の研究を行いその導入を推進していきます。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -カー (ア)		県			
a 検査機関の業務管理（G L P）の充実と効率的な検査の研究	検査機関での業務管理（G L P）の実施	G L P等の実施等			
	ウイルス等遺伝子レベルでの検査手法の研究及び導入	検査手法の研究、導入			
	検査機器の計画的な整備	検査機器の整備			

【対策】

(イ) 安全な農林畜水産物生産を目指した調査研究

a 畜産物生産のための調査研究の推進 (県畜産課)

安全な畜産物を生産するため、畜産農家における動物用医薬品の適正使用を指導し、食肉や牛乳等の畜産物への薬剤の残留をなくすとともに、定期的な調査を実施し、薬剤耐性菌の発現状況を把握します。

b 魚苗供給・試験指導の充実 (県花き農水産課)

魚類の生態やバイオテクノロジーによる育種の研究、魚病の診断や予防措置、疾病発生状況の調査などを行います。

c 特用林産物の栽培技術に関する研究 (県森林環境総務課)

森林総合研究所において生態的な特性を活かした省力的な特用林産物の栽培技術に関する研究や栽培マニュアルの作成を行っていきます。

d 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進 (県農業技術課 (再掲))

農薬、肥料の適正使用を推進し、人や環境に対し安全で安心できる農産物を消費者に届けるため、環境保全型農業基本方針の化学合成農薬等50%低減の達成を目標に、各産地の主体的な取り組みを促進します。

○取り組み内容と関係者の役割 (※は再掲)

取り組み (事業)	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -カー (イ)		県、国	畜産農家、養殖業者、 林業協業体、森林組 合、漁業協同組合等		
a 畜産物生産のための調査研究の推進	動物用医薬品の適正な使用 推進 薬剤耐性菌発現状況の把握	適正使用のための指 導 定期的な検査の実施	適正使用の実施 検査への協力		
b 魚苗供給・試験指導の充実	冷水病等に関する調査、影 響軽減技術の確立	生産養殖衛生管理の 調査研究	防疫体制の確立 (以上、養殖業者) 調査研究への協力		
c 特用林産物の栽培技術に関する研究	生態的な特性を活かした・ 省力的な栽培技術に関する 研究	試験研究	実証栽培等への協力		
d ※減化学合成農薬、減 化学肥料の取り組みの 推進	化学合成農薬、化学肥料の 低減栽培技術開発の促進及 び普及	低減栽培技術の開発 技術知識の普及	低減栽培技術の実践 技術・知識の普及、 情報交換		

(1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保
カ 調査研究の推進

【対策】

(ウ) トレーサビリティシステム確立のための調査研究

a 牛肉トレーサビリティシステムの着実な実行（食肉流通センター）

消費者が安心して県産食肉を購入できるように、モデル小売店に生産者名、本人・農場等写真、牛個体識別番号等県産牛肉の生産情報が記載されたパネルを掲示するとともに、事業効果の調査などを行います。

b 青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進（県果樹食品流通課）（再掲）

青果物等における肥料、農薬等の使用履歴の記帳を徹底し、既存のトレーサビリティシステム等を活用した、生産履歴情報の提供を推進します。

○取り組み内容と関係者の役割（※は再掲）

取り組み（事業）	内 容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(1) -カー (ウ)		県、国	肉用牛農家、青果物生産者、JA等	山梨食肉流通センター、仲卸業者、小売業者	
a 牛肉トレーサビリティシステムの着実な実行	モデル小売店による生産履歴の掲示	助言の実施	生産牛の情報提供	牛肉の生産履歴記載パネルの発行、掲示	牛肉の情報入手
b ※青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進	トレーサビリティシステムの導入に向けた取り組み	生産情報の記帳等指導 既存のシステムの活用 助言 生産者・事業者の連携への助言	生産情報の記帳 生産情報の整理 情報伝達方法の検討 情報の内容確認	情報伝達 既存のシステムを利用した生産情報の表示の検討	情報の確認
	青果ネットカタログ等の活用	普及啓発	入力記帳 入力記帳運動の展開	入力記帳運動の展開	青果ネットカタログの利用